

令和8年度国民年金保険料

令和8年度の国民年金保険料
 月額／1万7920円
 ※令和9年度の国民年金保険料
 月額／1万8290円
 ※国民年金保険料は、年齢・性別・所得に関係なく全国一律

国民年金第1号被保険者や任意加入被保険者の方は、国民年金保険料を納めなければなりません。
 一定期間の保険料をまとめて前払い(前納)すると割引が適用されますので、ぜひご利用ください。

なお、納付期限は法令で「納付対象月の翌月末日」と定められており、期限までに保険料を納めなかった場合や未納の期間があった場合は、老齢基礎年金・障害基礎年金・遺族基礎年金に関わる請求ができない場合がありますので、忘れずに納付をお願いします。納付が難しい場合は、納付免除や納付猶予制度などを利用できる場合もありますので、問い合わせ先までご相談ください。

▼問い合わせ

・土浦年金事務所 国民年金課(土浦市小松1-3-33ハトリビル1-2階)
 ☎029-825-1170
 ※自動音声に従って【2】のあとに【2】を押してください。
 ・保険年金課 医療年金係
 ☎68-2211(内線177)

還付金詐欺にご注意ください!

近年、県内の高齢者宅に、役所や年金事務所などの職員を装った「還付金詐欺」と思われる不審な電話が多発しています。

【犯罪の手口】

役所や年金事務所、税務署などの公共機関を装って電話をかけ「税金や医療費などを返還します」、「還付金があります」、「後ほど銀行から連絡があります」などと言って、ATM(現金自動預払機)に誘導し、言葉巧みに操作を指示して、お金を振り込ませます。

【被害に遭わないために!】

役所や年金事務所などの公共機関が、還付の際にATMでの操作を求めるとは絶対にありません。
 また、ご本人からの申請や役所からの通知もなしに、電話だけで還付の連絡をすることはありません。
 還付金があると言われても、相手の言うことを信用せず、役所や年金事務所などに確認してください。
 ATMの操作を求める電話は「詐欺」と考え、相手が伝えてきた電話番号には連絡せず、すぐに最寄りの警察に相談するか、110番通報をしてください。

▼問い合わせ

国民健康保険係、後期医療係
 ☎68-2211(内線173・175)

太陽光発電システム設置費補助金

地球温暖化の原因である温室効果ガスの削減を図り、新エネルギーの導入を促進するため、太陽光発電システムを新たに設置する方に対して、設置に要する費用の一部を補助します。

▼補助要件(すべてに該当する場合)

- 町内に住所を有する方または転入予定の方
- 町内に住宅など(家屋、事務所、店舗、自治会館)を所有する方(所有者の承諾を受けた方および新築する方を含む)
- 町内の住宅などに新たに太陽光発電システムを設置する方、または町内の未使用の太陽光発電システムが設置された住宅などを購入する方
- 町税を滞納していない方(同一世帯員を含む)
- 過去にこの補助金の交付を受けていないこと
- 補助金交付決定後に設置工事に着手すること
- 太陽光発電システムは、設置時に未使用であること
- 太陽電池モジュールの公称最大出力値が10kW未満であること
- 申請年度内に設置が完了し、実績報告書を提出して受理されること
- 設置した太陽光発電システムについて、実績報告書までに電力会社へ「電力受給契約申込書」を提出し、承諾を受けること

▼補助金額

太陽電池モジュールの公称最大出力1kW当たり2万円とし、10万円を限度とします。ただし、補助金額に1000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とします。

▼申請受け付け

○受付期間 4月6日(月)～12月18日(金)(土・日曜日、祝日を除く)
 ○場所 生活環境課
 (郵送では受け付けません)
 ※受け付けは先着順により随時行いますが、受付期間内であっても予算額に達した場合は終了します。
 ※詳細は「利根町太陽光発電システム設置費補助金交付の手引き」をご覧ください。「手引き」および「申請書」は生活環境課窓口で配布しています。また、町公式ホームページからもダウンロードできます。
 ▼申し込み・問い合わせ
 生活環境課 環境衛生係
 ☎68-2211(内線236)



自立・分散型エネルギー設備導入促進補助金

住宅等における再生可能エネルギーの導入を促進するため、自立・分散型エネルギー設備を新たに設置する方に対して、設置に要する費用の一部を補助します。

◆補助要件

○町内に住所を有する方または転入予定の方

○町内に住宅など(店舗など)の併用住宅を含む(を所有する方(所有者の承諾を受けた方および新築する方を含む))

○町内の住宅などに新たに自立・分散型エネルギー設備を設置する方、または町内の未使用の自立・分散型エネルギーが設置された住宅などを購入する方

○町税を滞納していない方(同一世帯員を含む)

○いばらきエコチャレンジに登録している方

○建築物、電気設備などに関する関係法令に準拠している住宅を所有する方

○利根町暴力団排除条例(平成24年利根町条例第16号)第2条第3号に規定する暴力団に所属していない方であり、同条第2号に規定する暴力団もしくは同条2号に規定する暴力団員などと密接な関係を有していない方

○自立・分散型エネルギー設備は、電力を繰り返し蓄え、停電時や電力需要ピーク時など必要に応じて電気を活用することができるとのこと

○自立・分散型エネルギー設備は、住宅などに設置された太陽光発電設備(発電出力10kW未満に限る)により発電される電力を過放電できるものであること

○自立・分散型エネルギー設備は、設置時に

未使用であること

○自立・分散型エネルギー設備から供給される電力が当該居住にて使用されるものであること

○自立・分散型エネルギー設備が、当該年度または前年度に、国が実施する補助事業における補助対象設備として、国の委託事業により登録されているものであること

○過去にこの補助金の交付を受けていないこと

○補助金交付決定後に設置工事に着手すること

○申請年度内に設置が完了し、設置工事が完了した日から起算して30日を経過した日または、申請年度の3月20日までに実績報告書を提出して受理されること

▼補助金額

5万円

▼申請受付

○受付期間 4月6日(月)～12月18日(金)(土・日曜日、祝日を除く)

○場所 生活環境課(郵送での受け付けは行いません)

・受け付けは先着順により随時行いますが、受付期間内であっても予算額に達した場合に終了します。
 ・詳細は「利根町自立・分散型エネルギー設備設置費補助金の手引き」をご覧ください。「手引き」および「申請書」は生活環境課窓口で配布しています。また、町公式ホームページからもダウンロードできます。

▼問い合わせ 生活環境課 環境衛生係
 ☎68-2211(内線236)

生ごみ処理機の無料貸出

町では、家庭用生ごみ処理機を無料で貸し出しています。どれだけごみを減量できるか体験してみませんか。

▼貸出機種

パナソニック家庭用生ごみ処理機(M-SIN53)

・処理方式 温風乾燥式

・サイズ 268×365×550ミリ

・最大処理量 約2kg(約6ℓ)／回(2～6人分)

※牛・豚・鳥の骨、貝殻など硬質のもの処理できません

▼申請開始日

貸し出し希望日の3カ月前

▼貸出期間

3カ月以内

▼注意事項

・1世帯につき1台貸し出します。

・返却時は、点検および洗浄などを行ってください。

▼貸出対象者

・町内に住所を有していること。

・20歳以上であること。(婚姻している者については年齢を問わない)

・貸し出しを受けたことがある場合は3年以上経過していること。

▼受け付け時に持参するもの

・印鑑(スタンプ式以外のもの)

・運転免許証、パスポートなどができる写真の身分証明書



▼問い合わせ
 生活環境課 廃棄物対策係
 ☎68-2211(内線236)